

「身近な問題相談会」の新規開催と開始式について

熊本県行政書士会と熊本県は、5月22日から、毎月1回、遺言・相続・契約などの消費者問題や人権問題などの身近な暮らしの問題についての無料相談会を共同で開始します。

開始にあたり、同日、開始式を行います。

1 「身近な問題相談会」開始式について

- ① 日時
平成27年5月22日（金） 10:30～
- ② 場所
熊本県庁新館2階 人権センター
住所：熊本市中央区水前寺6-18-1
- ③ 出席者
熊本県行政書士会 会長 加藤 誠一
同 登録相談員等管理委員長 日高 義治
熊本県環境生活部県民生活局長 中園 三千代



2 「身近な問題相談会」について

県民の皆さま方が抱える遺言・相続・契約をはじめとする消費者問題や人権問題などの身近な暮らしの問題を、専門の行政書士が面談の上じっくり聞き取り(約1時間以内)、相談者と一緒に解決方法を見出して行こうというものです。

- ① 日時
毎月22日 11:00～16:00
※ただし、土日祝日の場合は、その後最初に来る平日
- ② 場所
熊本県庁新館2階 人権センター内相談室
住所：熊本市中央区水前寺6-18-1

③ 相談受付方法

来所相談を基本とする。※要電話予約（専用☎096-385-7301）

但し、病気等で来所不可能の方に限り、開催日当日の専用電話で短時間相談可能。

④ 相談対応者

熊本県行政書士会所属の行政書士

※相談内容に応じて、県の消費生活センターや人権センターと連携して対応します。

3 その他

当日は、午前10時から、熊本県行政書士会館（熊本市中央区水前寺公園13番36号 ☎096-385-7300）において、「身近な問題相談会」の大看板設置の除幕式も行います。

熊本県行政書士会は、毎年10月の広報月間に県下一斉に無料相談会を実施し、熊本市役所内には常設の相談コーナーが設置されております。また、これまで12年間にわたり、県民百貨店において毎月無料相談会を実施しておりましたが、同店の閉店に伴い本年2月をもって中断しました。

その後、県民の皆さま方からの要望もあり、先月からは熊本県行政書士会館3階会議室において、毎月22日午前11時から午後4時まで定例の無料相談会を再開しておりました。それに加えて、熊本県庁内にて定例の相談会を新規開催致します。

お問い合わせ先

●熊本県行政書士会登録相談員等管理委員会

委員長 日高 義治 ☎ 096-385-7301

fax096-385-7333

●熊本県環境生活部県民生活局

人権同和政策課（人権センター）

担当：後藤 ☎ 096-333-2299

消費生活課（消費生活センター）

担当：三角 ☎ 096-333-2308